

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和3年6月17日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時 6分 散会

## 付託事件

議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第72号中別表中歳出、報告第17号、報告第18号、報告第19号、報告第20号、報告第21号、報告第22号中第1表中歳出中第10款及び第2表継続費補正、報告第23号中第1表中歳出中第10款及び第2表継続費補正、報告第24号中別表中歳出、令和3年陳情第3号、令和3年陳情第4号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第64号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例等の一部を改正する条例
- ② 議案第65号 水戸市児童福祉施設基準条例等の一部を改正する条例
- ③ 議案第66号 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第67号 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第72号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出
- ⑥ 報告第17号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑦ 報告第18号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑧ 報告第19号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑨ 報告第20号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑩ 報告第21号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑪ 報告第22号 専決処分について（令和2年度水戸市一般会計補正予算（第12号））中第1表中歳出中第10款（教育費）及び第2表継続費補正
- ⑫ 報告第23号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中第1表中歳出中第10款（教育費）及び第2表継続費補正
- ⑬ 報告第24号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出

(2) 陳情審査

① 令和3年陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

② 令和3年陳情第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情

2 出席委員（7名）

委員長	木本信太郎君	副委員長	森正慶君
委員	萩谷慎一君	委員	土田記代美君
委員	黒木勇君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長	田中誠一君
福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君	福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君
福祉総務課長	堀江博之君	生活福祉課長	櫻井学君
障害福祉課長	平澤健一君	高齢福祉課長	小林かおり君
介護保険課長	荻沼学君		
保健医療部長	大曾根明子君	保健医療部副部長	小林秀一郎君
保健所長	土井幹雄君	保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君
保健総務課長	三宅陽子君	地域保健課長	野口奈津子君
保健予防課長	大冢要之君	国保年金課長	関根豊君
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会事務局教育部参事	橋義孝君	教育委員会事務局教育部参事	菊池浩康君
教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	三宅修君	総合教育研究所所長	春原孝政君
学校管理課長	細谷康之君	学校保健給食課長	小川佐栄子君
幼児教育課長	松本崇君	学校施設課長	和田英嗣君

生涯学習課長	湯	澤	康	一	君	歴史文化財 課長	小	川	邦	明	君	
放課後児童 課長	大	和	敦	子	君	中央図書館長	林		栄	一	君	
教育研究課長	野	澤	昌	永	君							
6 事務局職員出席者												
法制調査係長	富	岡		淳	君	書	記	堀	江		良	君

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、議事に先立ちまして、委員改選後、執行部の皆さんが出席した最初の委員会でございますので、この際、委員並びに執行部の自己紹介をお願いしたいと思います。

初めに、私のほうから自己紹介させていただきます。自席で失礼します。

このたび文教福祉委員会の委員長を拝命しました木本でございます。文教福祉委員会の経験は長いのですが、委員長は初めてになりますので、皆様方の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○森副委員長 おはようございます。

このたび文教福祉委員会の副委員長を拝命しました森正慶と申します。委員長をサポートして、円滑な委員会運営に努めてまいります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○木本委員長 それでは、前列の委員の皆様からお願いいたします。

○萩谷委員 おはようございます。

よろしくお願いいたします。萩谷慎一と申します。

教育と福祉の分野は非常に大事な分野ということで、皆さんといろいろ話し合いながら、よい福祉、教育を進めていければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○土田委員 おはようございます。

日本共産党水戸市議団の土田記代美です。

前期に引き続いてお世話になることになりました。まだまだ勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田口委員 引き続いての文教福祉委員会となります。皆さんの御指導よろしくお願いいたします。

○黒木委員 おはようございます。

文教福祉委員会は久しぶりです。黒木勇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○袴塚委員 おはようございます。

このたび、県都市民クラブから魁、水戸に移籍をさせていただきました。木本会長の下で改めて勉強し直すことになりました、袴塚でございます。よろしくどうぞお願いします。

○木本委員長 次に、執行部から順次お願いいたします。

○秋葉副市長 副市長の秋葉でございます。よろしくお願いいたします。

○横須賀福祉部長兼福祉事務所長 福祉部長の横須賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長 福祉部副部長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 福祉部参事兼子ども課長の柴崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大久保福祉事務所参事兼福祉指導課長 福祉指導課長の久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 堀江福祉総務課長 福祉総務課長の堀江でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 櫻井生活福祉課長 生活福祉課長の櫻井でございます。よろしく願いいたします。
- 平澤障害福祉課長 障害福祉課長の平澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 小林高齢福祉課長 高齢福祉課長の小林でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 荻沼介護保険課長 介護保険課長の荻沼です。よろしく願いいたします。
- 大曾根保健医療部長 保健医療部長の大曾根でございます。よろしく願いいたします。
- 土井保健所長 水戸市保健所所長の土井でございます。よろしく願いいたします。
- 小林保健医療部副部長 保健医療部副部長の小林でございます。よろしく願いいたします。
- 前田保健所技監兼保健衛生課長 保健衛生課長の前田でございます。よろしく願いいたします。
- 三宅保健総務課長 保健総務課長の三宅でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 野口地域保健課長 地域保健課長の野口と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 大岡保健予防課長 保健予防課長の大岡でございます。よろしく願いいたします。
- 関根国保年金課長 国保年金課長の関根でございます。よろしく願いいたします。
- 志田教育長 教育長の志田でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 増子教育部長 教育部長の増子でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 菊池教育委員会事務局教育部参事 教育部参事の菊池でございます。どうぞよろしく願います。
- 橋教育委員会事務局教育部参事 教育部参事の橋と申します。よろしく願いいたします。
- 春原総合教育研究所長 総合教育研究所長、春原でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 教育企画課長の三宅でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 松本幼児教育課長 幼児教育課長、松本でございます。よろしく願いいたします。
- 野澤教育研究課長 教育研究課長の野澤でございます。よろしく願いいたします。
- 林中央図書館長 中央図書館長の林でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 小川歴史文化財課長 歴史文化財課長の小川でございます。よろしく願います。
- 和田学校施設課長 学校施設課長の和田と申します。よろしく願います。
- 細谷学校管理課長 学校管理課長の細谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 小川学校保健給食課長 学校保健給食課長の小川でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 大和放課後児童課長 放課後児童課の大和でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 湯澤生涯学習課長 生涯学習課長の湯澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 木本委員長 続きまして、当委員会の担当書記から願います。
- 富岡法制調査係長 担当書記の富岡と申します。よろしく願いいたします。
- 堀江書記 担当書記の堀江でございます。よろしく願いいたします。
- 木本委員長 以上で紹介は終わりました。

次にお諮りいたします。

当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきたいと思いますが、

いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

それではこれより議事に入ります。

先の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表及び請願陳情文書表(I)のとおり、議案第64号ほか12件、それに陳情2件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。

委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日はまず執行部に提出議案の説明を求め、次に順次質疑を行いまして、明日、御意見を伺った後に採決を行い、しかる後に陳情審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。

この際、当委員会に付託となっております議案第64号ほか12件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、一括議題とさせていただきます。

それではこれより執行部から、順次、提出議案の説明を願います。

初めに、議案第64号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、議案書①、13ページをお開き願います。

市議会議案第64号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例等の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

内容につきましては、障害福祉課提出の議案第64号参考資料により御説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正する条例でございますが、(1)から(7)まで記載しております記載のとおり条例となります。

3の主な改正内容でございますが、相手方に対し行う交付等を相手方の承諾を得て電磁的記録で行う場合、相手方が利用者である場合には、その障害の特性に応じて適切に配慮しなければならないこととすると、省令に定める基準を参照すべき事項につきまして、当該基準のとおり規定するものでございます。

4の施行期日につきましては、令和3年7月1日でございます。

なお、3ページから7ページに新旧対照表を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○木本委員長 次に、議案第65号 水戸市児童福祉施設基準条例等の一部を改正する条例について、執行

部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、議案書①の15ページをお開き願います。

市議会議案第65号 水戸市児童福祉施設基準条例等の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

内容につきましては、福祉部子ども課及び教育部幼児教育課提出参考資料により御説明申し上げます。

1の改正理由につきましては、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴いまして、関係規定の整備を行うものです。

2の改正する条例につきましては、水戸市児童福祉施設基準条例、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び水戸市婦人保護施設基準条例の3つとなっております。

3の改正内容につきましては、条例の規定により、書面で行うこととされている記録作成等の行為につきまして、書面に代えて電磁的記録により行うことができることといたします。

3、4ページの新旧対照表を御覧いただきまして、いずれも電磁的記録による作成等の条文を追加することとしてございます。

1ページに戻っていただきまして、4の施行期日は、令和3年7月1日でございます。

説明は以上です。

○木本委員長 次に、議案第66号 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 それでは、議案書①の17ページをお開き願います。

市議会議案第66号 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

内容につきましては、生活福祉課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、基準省令に従うべき事項及び基準省令を参酌すべき事項について基準省令のとおり規定するほか、文書省令の内容を規定するものでございます。

(1)の基準省令の改正に伴うもののうち、アの基準省令に従うべき事項につきましては、初めに業務継続計画の策定等として、感染症や非常災害が発生した場合に、利用者に対する処遇を継続的に行う体制を構築するため、業務継続計画を策定の上、研修、訓練を実施する等の措置を講ずるものといたします。

次に、衛生管理等として、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止に関する取組の徹底を求めるため、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練の実施等の措置を講ずるものといたします。なお、上記2項目につきましては、2年8月の経過措置を設けるものといたします。

次に、情報通信機器を活用した委員会の開催として、委員会の開催について、情報通信機器を活用して行

うことができるものといたします。

イの基準省令を参酌すべき事項につきましては、就業環境の整備として適切な処遇を行う観点から、ハラスメントの防止等に係る措置を講ずるものといたします。

ページを返していただきまして、(2)の文書省令の改正に伴うものにつきましては、電磁的記録による作成等がございます。こちらにつきましては、これまでの説明にあった内容と同様であることから説明は省略させていただきますが、他の基準条例においては、電磁的記録に関する規定が基準省令の中で定められているのに対し、本基準条例においては、文書省令の中で定められていることから、文書省令の改正に伴うものとしております。

3の施行期日につきましては、令和3年8月1日とし、電磁的記録による作成等につきましては、公布の日といたします。

次に、3ページから5ページに新旧対照表を、7ページから8ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

**○木本委員長** 次に議案第67号 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

前田技監兼保健衛生課長。

**○前田保健所技監兼保健衛生課長** 続きまして、議案書①の19ページをお開き願います。

市議会議案第67号 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、保健衛生課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、平成12年12月15日付、厚生省生活衛生局長通知の公衆浴場における衛生等管理要領等についてが改正されたことに伴いまして関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

(1)浴槽水の水質基準につきましては、水中の有機物の指標として全有機炭素の量の基準を加え、従来の過マンガン酸カリウム消費量の基準とのいずれかによることとするものでございます。

(2)男女の混浴制限年齢につきましては、制限年齢を10歳以上から7歳以上に変更するものでございます。

3の施行期日につきましては、2の(1)の水質基準につきましては公布の日から、2の(2)混浴制限年齢につきましては令和3年7月1日からとするものでございます。

ページを返していただきまして、新旧対照表でございます。

次の最後のページに参考資料を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上でございます。

**○木本委員長** 次に、議案第72号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

**○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長** 議案書①の39ページをお開き願います。



市議会議案第72号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和3年度水戸市一般会計の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,750万円を追加するものでございます。

詳細につきましては、議案書②の令和3年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

②の4ページ、5ページをお開き願います。

歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について、2億2,750万円を増額補正するものです。

財源は国庫補助、補助率10分の10でございます。

まず、本給付金の概要について説明させていただきます。

子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、国において新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から、一時金として支給をすることとしたものです。

支給対象世帯は、独り親世帯とその他の子育て世帯に大別されます。支給額は、児童1人当たり5万円でございます。また、支給対象となる児童の年齢は、18歳の年度末まで、障害のあるお子さんについては20歳未満となっております。

5ページの説明欄を御覧いただきまして、子育て世帯生活支援特別給付金経費といたしまして、こちらは独り親世帯以外の令和3年度分の住民税が非課税の子育て世帯に対するものでございまして、給付金として、対象児童4,410人を見込むほか、事務費として会計年度任用職員の配置やシステム改修に係る経費等を計上しております。議決いただいた後に速やかに支給手続を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○木本委員長 次に、報告第17号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

堀江福祉総務課長。

○堀江福祉総務課長 それでは、議案書①の47ページをお開き願います。

報告第17号 専決処分について、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例について、次のページにあります別紙のほうに令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉総務課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、被災者に対する貸付けの特例期間を令和3年3月31日までを、令和4年3月31日までに改め、申込期限を1年間延長するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

なお、2ページに新旧対照表を、3ページには参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

○木本委員長 次に、報告第18号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、議案書①の49ページをお開き願います。

報告第18号 専決処分について、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、50ページのとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、保健医療部国保年金課提出の参考資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、令和3年度におきまして、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域における被保険者に係る国民健康保険税の減免措置に対する国の財政支援が、対象者を変更して延長されたことに伴い、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したものでございます。

2の主な改正内容のうち、(1)の保険税の減免対象年度は令和3年度分としたものでございます。

(2)の減免の対象者及び減免額につきましては、裏面の避難指示区域の概念図により御説明いたします。

令和3年度の保険税の減免対象地域は、網掛け及び縦線の地域でございます。このうち、縦線の地域が令和3年4月1日以降も帰還困難区域となっている地域でございます。この地域に住所を有していた世帯につきましては、令和2年中の基準所得額に関わらず、令和3年度分の保険税を免除するものでございます。また、網掛けになっている地域がこれまでに避難指示等が解除された地域で、この地域に住所を有していた世帯につきましては、令和2年中の基準所得額の合計額が600万円以下の場合に令和3年度分の保険税を免除するものでございます。

なお、令和2年度中に帰還困難区域が解除された地域はございません。

資料の1ページにお戻りいただきまして、(3)の申請期限は令和4年3月31日です。

(4)の経過措置といたしまして、令和2年度分の保険税のうち、令和3年4月1日以降の日を納期限とするものは減免の対象とし、申請期限は令和4年3月31日とするものでございます。

3の施行期日は令和3年4月1日としたものでございます。

参考といたしまして、3ページから5ページに新旧対照表を、6ページ、7ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○木本委員長 次に、報告第19号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、続きまして議案書①の51ページをお願いいたします。

報告第19号 専決処分について、御説明いたします。

地方地自法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、次のページでございます別紙のように、令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

内容につきましては、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

報告第19号参考資料を御覧ください。

初めに、資料の1、改正理由でございますが、令和3年度におきまして、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域におけます、被保険者に係る介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴いまして、専決処分により関係条例の一部を改正したものでございます。

次に、2の主な改正内容及び3の施行期日につきましては、今ほど国保年金課より説明のありました国民健康保険税の減免と同様の取扱いでございますので、説明は省略させていただきます。

以下、資料につきましてはページを返していただきまして2ページに避難指示区域の概念図、3ページから4ページに新旧対照表、5ページに参照条文となっておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○木本委員長 次に、報告第20号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 続きまして、議案書①の53ページをお開き願います。

報告第20号 専決処分について、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例につきまして、54ページのとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

内容につきましては、保健医療部国保年金課提出の参考資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、令和3年度におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な損失を受けた被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したものでございます。

2の主な改正内容のうち、(1)の対象となる保険税は、令和2年度及び令和3年度の保険税のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものでございます。

(2)の申請期限につきましては、令和4年3月31日でございます。

3の施行期日は、令和3年4月1日としたものでございます。

参考としまして、2ページには減免の基準等を、3ページから6ページに新旧対照表を、7ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○木本委員長 御報告します。

本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○木本委員長 次に、報告第21号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明を願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、議案書①の55ページをお開き願います。

報告第21号 専決処分について、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、次のページにあります別紙のように、令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

報告21号参考資料を御覧ください。

初めに、資料の1、改正理由でございます。令和3年度におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な損失を受けた被保険者等に係る介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴いまして、専決処分により関係条例の一部を改正したものでございます。

次に、2の改正内容につきましては、(1)対象保険料としましては、令和2年度分及び令和3年度分の保険料のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限または年金給付の支給日が到来するものといたします。また、(2)減免の申請期限につきましては、令和4年3月31日といたします。

次に、3、施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

以下、資料につきましては、ページを返していただきまして、2ページに参考としまして減免の基準を掲載しております。また、3ページに新旧対照表、4ページに参照条文となっておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○木本委員長 次に、報告第22号 専決処分について（令和2年度水戸市一般会計補正予算（第12号）中第1表中歳出中第10款教育費及び第2表継続費補正についてでございますが、報告第23号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中第1表中歳出中第10款教育費及び第2表継続費補正につきましても関連がございますので、これらを一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは、議案書①57ページをお開き願います。

報告第22号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度水戸市一般会計補正予算（第12号）につきまして、58ページの別紙のとおり、令和3年3月31日付で処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

内容につきましては、議案書③令和2年度補正予算に関する説明書4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。

10款教育費、2項小学校費、3目小学校建設費につきまして、国による令和2年度第3次補正予算を活用いたしまして、説明欄にあります笠原小学校校舎増築事業（2期）に係る工事費について5,000万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

2、継続費調書につきましては、笠原小学校校舎増築事業（2期）におきまして、国の予算を活用して令和2年度に5,000万円を前倒し計上することから、年割額の変更を行うものです。なお、総事業費の変更はございません。

次に、議案書①に戻りまして、61ページをお開き願います。

報告第23号 専決処分について御説明いたします。

62ページの別紙をお開きください。

令和3年度水戸市一般会計補正予算（第1号）につきましては、報告第22号において御説明いたしましたとおり、令和2年度補正予算に前倒し計上した事業費について減額補正するものでございます。

内容につきましては、議案書④令和3年度補正予算に関する説明書4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。

10款教育費、2項小学校費、3目小学校建設費につきまして、国による令和2年度第3次補正予算を活用し、5,000万円の増額補正を行うため、説明欄にあります笠原小学校校舎増築事業（2期）に係る工事費について5,000万円の減額補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○木本委員長 次に、報告第24号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、議案書①の65ページをお開き願います。

報告第24号 専決処分について、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度水戸市一般会計補正予算（第2号）につきまして、66ページの別紙のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,880万円を追加することにつきまして、4月19日付で処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

内容につきましては、議案書④令和3年度補正予算に関する説明書の12、13ページをお開き願います。

3款民生費，1項社会福祉費，1目社会福祉総務費につきましては，2億1,880万円を増額してございます。内訳は，13ページの説明欄を御覧いただきまして，先ほどの議案第72号の補正予算（案）と同じ給付制度となっておりますが，このうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けている独り親世帯に対する生活支援特別給付金といたしまして，児童1人当たり5万円を給付するものでございます。

支給対象となる方は，本年4月分の児童扶養手当の受給者や，年金受給，家計急変等，児童扶養手当と同様の収入にある方で，児童扶養手当を受けておられない方となっております。

対象児童数が4,200人分を見込んでおりますほか，事務費として会計年度任用職員の配置やシステム改修に係る経費等を計上してございます。なお，支給対象者のうち本年4月分の児童扶養手当受給者につきましては，申請をいただくことなく給付するものとして，既に5月11日に支給を済ませております。このほかの対象者につきましても，6月7日から受付を開始したところでございまして，順次支給を進めているところです。

説明は以上です。御承認をよろしくお願いいたします。

○**木本委員長** 以上で，提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは，これより順次質疑を行います。

初めに，議案第64号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例等の一部を改正する条例について，質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**木本委員長** ないようですので，議案第64号についての質疑を終わらせていただきます。

次に，議案第65号 水戸市児童福祉施設基準条例等の一部を改正する条例について，質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**木本委員長** ないようですので，議案第65号についての質疑を終わらせていただきます。

次に，議案第66号 水戸市生活保護法に基づく保護施設等の基準条例の一部を改正する条例について，質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○**土田委員** 2つほどお聞きします。

まず，この対象となる保護施設というのは水戸市にどのくらいあるのか。もう1点は，(1)の基準省令に従うべき事項の真ん中に，委員会の開催を求めるっていうことがありますけれども，この委員会ってのはちょっとイメージがよく分からない。どういったことを指して，どういうふうに組織されるものなのかを簡単に教えてください。

○**木本委員長** 櫻井生活福祉課長。

○**櫻井生活福祉課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

まず，初めの質問でございまして，水戸市内には救護施設が1か所ございます。それ以外の施設についてはございません。場所につきましては，旧水戸医療センターのございました現在の水高スクエア内にございます。

続きまして、委員会の中身でございますが、衛生管理等として感染症等の防止の取組を徹底するために委員会を開催するとありまして、そちらを構成するものでございますが、施設内での担当者、例えば施設長とか医師とか生活指導員等、そういった方々で組織していただいて、予防に取り組んでいただくというものでございます。

以上でございます。

○木本委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第66号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第67号 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 この水戸市の公衆浴場っていうことですが、すいません、私の知識からしますと公衆浴場っていうのがどの程度水戸市にあるのかっていうのが分からないものですから、中核市となって1年がたちまして、こういう部分も権限移譲されているということではありますけれども、水戸市に何軒ぐらい——私たちの子どもの頃で言えば銭湯とかあいうのがぱっと思い浮かぶんですが、現在の状況をちょっと教えていただければと思います。

○木本委員長 前田技監兼保健衛生課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市内に公衆浴場法上の許可を有する施設は合計47施設ございます。

ただし、このうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する公衆浴場が市内に22施設ございまして、この22施設については、今般の改正の規定は適用されないと。ちょっと具体的には風営法に該当する公衆浴場っていうのは、浴場業を営営し、施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業ということで、この公衆浴場が22施設。それ以外の25施設については、市が運営しています、いきいき交流センター等、それからスポーツ施設です。ゴルフ場の浴場。それからいわゆる銭湯ということで、そちらが25施設ございます。合計47施設ということでございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 かなりの施設があるっていうことが分かりました。

その中で水質基準っていうことで改正内容が書かれているんですけども、従来の過マンガン酸カリウム消費量っていうのがちょっと素人では分かんないんですけども、もっと具体的に簡便で結構ですので教えていただければと。

○木本委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 お答えいたします。

浴槽水の水質基準につきましては、1つとして濁度、濁りが5以下であること。それから今委員がおっしゃいました、過マンガン酸カリウムの消費量、それから今回加えました全有機炭素の量、それから3つ目に大腸菌群の数、それからレジオネラ菌属が検出されないという4つの水質基準ございますけれども、この

過マンガン酸カリウム消費量等につきましては、浴槽水の中の有機物を指標として基準をつくっているというところでございます。例えば同じようなものとしまして、よく湖沼、湖とか河川の汚れの指標として化学的酸素要求量CODとか、それから生物化学的酸素要求量BODという汚れの指標を使いますけれども、それと同じような評価方法ということで御理解いただければと思います。

○木本委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 黒木委員さんの関連でこの公衆浴場についての今の水質基準っていうのがありますけれども、この基準っていうのはどういう形で検査したり、どういう管理方法になるのか。その当事者にとって。

○木本委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 この水質基準を適合しているかどうかにつきましては、営業者が自ら自主検査という形で定期的に検査をして適合していることを確かめていると。保健所が定期的に公衆浴場に向いて、そういう検査記録の確認等を実施しているところでございます。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 定期的っていうのは、ある程度のこういう目安があるわけね。それで検査をしたり指導をしたりと。

○木本委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第67号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第72号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出について質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 議案書②の4、5ページで説明いただきましたけれども、対象者に対しての給付の仕方っていうのはどういうやり方でやるのか。

○木本委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この給付金につきましては、対象者が先ほど4,410人のお子さんを見込むと申しましたが、内訳が細かく分かれておりまして、制度の全体的なフレームといたしましては、独り親世帯の方に対しては別途、専決処分したほうで支給が済んでいるという前提で、その他の子育て世帯ということで、児童手当を受給している世帯、15歳までのお子さんを養育する世帯と、それから特別児童扶養手当を受給する世帯、障害のあるお子さんを養育する世帯に関しましては、既にこちらの児童手当、特別児童扶養手当の支給情報、口座情報ですとか、税情報が把握できている状態ということで、申請をいただくことなく支給するという方がまず1つ目のグループになっております。こちらが大体2,250人の児童を見込んでおります。

このほか、新規で4月分の手当の受給世帯ということなので、それ以降に児童手当を受給することになった方、あるいは、支給対象は18歳までなので、15歳から18歳までのお子さんのみを養育している非課税世帯に関しては申請が必要になってまいるといことで、そういう方々がおよそ335人分の児童を見込んでおります。



もう一つが、家計急変世帯ということで、非課税ではないけれども、新型コロナウイルスの影響を受けて非課税と同等の収入状況になったという方に関しても、先ほどの対象者と同様のお子さんを持っている方に対しては申請をいただく形で支給対象になり得るというようなことで、こちらがあわせて1,825人のお子さん分を見込んでいくということでございます。こちらは住基データから非課税の人数を推計したという数字でございますので、誤差は生じるかと思えますけれども、このような形になっております。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、この間みたいに市で把握している部分は申請なしでやれるってことですよね。だから速やかにやってほしいと思うのと、長引くコロナで本当に困っている方がいらっしやると思うので、この申請ができるってことが早く広く伝わるような広報をしていただきたいと思います。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第72号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第17号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 すみません。今現在何人になっているのか教えてください。

○木本委員長 堀江福祉総務課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

本市の対象の世帯でございますが、60世帯でございます。貸付けをしている世帯は60世帯です。

以上でございます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第17号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第18号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

萩谷委員。

○萩谷委員 じゃ、質問させていただきます。

この減免制度が始まってずいぶんたつんですが、現在、水戸市に対象者がどのぐらいいて、昨年の実績はまだ出ていないと思いますが、どのぐらいの実績なのかということもし分かればお願いします。

○木本委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和2年度の申請のあった実績でございますけれども17件ございました。

以上でございます。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 金額とかは分かんない。

○木本委員長 関根課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えします。

令和2年度の実績でございますけれども、約160万円ございました。

以上でございます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第18号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第19号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 すみません。こちらは今何人か、お願いします。

○木本委員長 萩沼介護保険課長。

○萩沼介護保険課長 今現在は15人の方が対象となっております。

以上でございます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 これは前にも説明があったような気がするんですけども、もう一度改めて聞きたいんですけども、先ほどの報告第18号、それと今度の報告第19号においても、合計所得金額っていうところが若干違うっていうのは、書いてある文言もちょっと違うような表現されているんですけども、このところ。

○木本委員長 萩沼課長。

○萩沼介護保険課長 田口委員の質問にお答えいたします。

こちら、上位所得者の所得についての規定でございます。介護のほうにつきましては、合計所得金額ということでやらせていただいておりますので、基礎控除33万円の基礎控除前の金額で633万円という記載になっております。ちなみに、国保年金課さんは基礎控除後の600万円ということで記載してございますので、対象としては同じものと考えていただければと思います。

以上でございます。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、なぜ国がこのようにするの。

○木本委員長 萩沼課長。

○萩沼介護保険課長 国のほうの減免規定の対象の要件としましての、規定の仕方がこのようになっておりますので、水戸市もその通り採用している次第でございます。

以上でございます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第19号についての質疑を終わります。

次に、報告第20号 専決処分について（新型コロナウイルスの感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言をお願いします。

萩谷委員。

○萩谷委員 これも同じような質問なんですけれども、これも昨年度の対象者と金額、決算がまだ出ないような段階かと思いますが、現状でどのくらいかというのをもし出せばお願いします。

○木本委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年度の申請件数でございますが、令和2年度分につきましては391件、金額のほうは約7,000万円ほど。令和元年度分につきましては347件、約740万円ほどでございます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

土田委員。

○土田委員 こちらは新型コロナウイルスの影響が大きく関わるところで、国保税がかなり高くて大変なんですけれども、減免の対象になる方に対して、こういう減免ができますよってというような周知はどのようにされているのでしょうか。

○木本委員長 関根課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

周知の方法の件でございますけれども、今回5月15日号の「広報みと」のほうに掲載させていただいたことと、ホームページのほうにも記事の掲載をさせていただきました。また、7月に納税通知書のほうを送付させていただくんですけれども、その際に周知のためのチラシのようなものを入れさせてもらうことになっております。

以上でございます。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 これからも必要な方が減らない状況、増える状況かと思うので、丁寧に漏れなく減免してあげられるように努めていただきたいと思います。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「待つて、増えんの。今の話で」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 何も言わないけれども、減免者って増えんのかこれからも。

今の話だとなんか減免者が増えるような話もあるんだけれども、増えるの。これもう逆に言えば減少傾向にはなっても、増えることはないんですよ。確認だけしときたい。

○木本委員長 関根課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えします。

今想定しているところでは、減る方向ではないかと想定しておりますが、周知のほうといたしましては、皆さんに分かるような形で周知のほうをさせていただくという。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、今の対象者以外に漏れている人がいる可能性があるって言うことを言っている。対象者については把握した上で今支給をされているんでしょう。そうだね。今後増えそうだっていうニュアンスの発言を今されたけれども、それはどういう方を対象として。例えば、今対象者と結婚して別れたとか、そういう方でも新たに対象になっちゃうということ。

〔「どういうこと」、「コロナで仕事がなくなった方」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 だってその対象者はコロナウイルスだって対象が限定されてんだから増えることは可能性としてはないような気がするんだけど、そこのニュアンスがちょっとよく分かんない。

○木本委員長 関根課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えします。

今回チラシを入れさせていただくというのは、広くお知らせするということだけでありまして、漏れているとかそういうことではなくて、対象者の中にもし分からない方がいた場合にはということも踏まえまして発送をさせていただくと、ホームページのほうにも掲載させていただくということでございます。

○木本委員長 それでは、報告第20号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第21号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

萩谷委員。

○萩谷委員 これも前と同じなんですけれども、昨年度の実績と対象者、令和元年度も分かればというところで。

○木本委員長 萩沼介護保険課長。

○萩沼介護保険課長 萩谷委員の御質問にお答えいたします。

昨年度、令和2年度の対象でございます。まず、令和2年度分の保険料につきましては128名、金額としまして827万4,410円。令和元年度分につきましては115名の方、金額にいたしますと131万9,890円という実績でございます。

以上でございます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第21号についての質疑を終わります。

次に、報告第22号 専決処分について（令和2年度水戸市一般会計補正予算（第12号））中第1表中歳出中第10款教育費及び第2表継続費補正及び報告第23号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中第1表中歳出中第10款教育費及び第2表継続費補正については、議案の説明と同様に一括して質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、報告第22号及び報告第23号について、質疑のある方は発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 令和2年度と令和3年度にまたがった2つの報告になっておりますけれども、笠原小学校校舎増築事業費（2期）ということで、5,000万円になっておりますけれども、この説明をいただきたいんですが。国から5,000万円来ちゃったってということによろしいんでしょうか。

○木本委員長 和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。全体の事業費に対しては一部なんでございますけれども、令和2年度の分について前倒しさせていただいて、全体事業費を変えずに年度割を変更させていただいたと。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 5,000万円は前倒しになるということで工事の進捗が早くなるとかそういうことにはつながらず、それは関係ない。

○木本委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 お答えいたします。

スケジュール等には一切変更がございませんので、予定通り進めさせていただきます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、報告第22号及び報告第23号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第24号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第24号についての質疑を終わります。

以上で、提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時 6分 散会